

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-03. 被害把握・り災証明

【02】り災証明書の発行

【教訓情報】

01. 1月下旬に入った頃から、市民からの要望に応える形で、各市においてり災証明書などの発行が行われた。証明書の法的位置づけについて急きょ検討した上で発行した自治体もあった。

【教訓情報詳述】

01) 市民からの要望が大きかったため、各市において震災による被災を証明する証明書が発行された。

【参考文献】

【参考】神戸市におけるり災証明書発行の経緯については、[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－』神戸市(1996/1),p.35]参照。

>

【引用】震災2日目から、り災証明の発行を求める人が多数来所し、...(中略)...り災証明発行を担当する福祉政策課では、即日発行希望者について窓口対応で発行し、基本的には証明書を後日郵送する方法で対処した。...略...福祉政策課では即日発行の対応として、市長印の事前押印決済を得て、これに対処するようにした。証明のための調査報告書は、連日調査担当から送られてくるが、被害変更と輻輳し、事務処理は困難を究めた。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない -』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.37]

>

【引用】被災者証明書の発行は1月23日から[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市役所(1997/3),p.268]

>

【引用】義援金、援護金の交付に全壊・半壊の認定が必要と報道されるや、たちまち、発行を求める多数の市民が殺到した。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市役所(1997/3),p.31]

>

【参考】芦屋市では、市民からの要望に対応するため1月23日から被災者の自己申告による「(仮)り災証明書」の発行、消防本部の建物被害調査結果を受けて、2月20日から、り災証明の正式発行事務を開始した。同市におけるり災証明発行については、[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』芦屋市(1997/4),p.272-274]参照。

>

【引用】(震災6エリア自治体アンケート結果)震災2日目からり災証明を求める人が殺到したため、即日発行希望者について窓口発行で対応した。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.117]

>

【引用】(震災6エリア自治体アンケート結果)市民の声におされてり災証明を発行したが、災害の全容がよく掴みきれないのが混乱した。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.117]

>

【引用】尼崎市は震災直後の一時期、被災度判定をしないで、証明書を発行する異例の措置を取った。同市は、台風などの場合、浸水を示す写真があったり、民生委員ら第三者の確認があれば、り災証明書を発行してきた。震災でも、早急な対応を優先して証明書を発行。「屋根が壊れた」などの記述はあるが、「全壊」などの判定はない。しかし、義援金支給などは「半壊」以上が対象とされ、苦情が殺到した。[神戸新聞記事「り災証明 判定方法めぐり混乱」『震災10年 備えは その時どうする 義援金』(2004/8/1),p.-]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-03. 被害把握・り災証明

【02】り災証明書の発行

【教訓情報】

01. 1月下旬に入った頃から、市民からの要望に応える形で、各市においてり災証明書などの発行が行われた。証明書の法的位置づけについて急きょ検討した上で発行した自治体もあった。

【教訓情報詳述】

02) り災証明(被災証明)の法的位置づけについて、急きょ検討した上で発行した自治体もあった。

【参考文献】

〔引用〕従来、災害による被害に関する証明には、被災者からの申し出内容を「被災届出証明書」として被災地の区長が発行するというものであった。区長が被災の状況を調査し証明するというものではなかった。震災後間もない時期から区役所窓口へ、この証明書を数多くの市民がとりに来られ、混雑をきたす状況となった。一方、市災害対策本部に各局の部長級を構成員とする調整会議が設けられ、「り災証明書」の発行にむけた協議が重ねられた。検討の結果、以下のことが確認された。神戸市内の全建物を対象に現地調査を行う。調査によって、各建物のり災の程度を判定し、住宅地図にり災の程度を表示する「り災台帳」を作成する。台帳にもとづいて「り災証明書」を発行する。…(中略)…「り災証明書」発行の根拠・法律、条例で発行に当たっての規定はないが、「防災に関する事務が市町村の事務」(地方自治法第2条)との規定をもとに、災害対策の一環と位置付け、事実行為として、神戸市が発行する。[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－』神戸市(1996/1),p.35-37]に示されている。

>

〔参考〕芦屋市では、1月21日に保健福祉部と消防本部が事務調整を実施、地震による「り災証明書」は保健福祉部、火災による「り災証明書」は消防本部が担当することが決められた。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』芦屋市(1997/4),p.272]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-03. 被害把握・り災証明

[02]り災証明書の発行

【教訓情報】

02.り災証明書の発行窓口には、市民が長蛇の列をなした。発行手続き事務量は膨大だった。発行された証明書は、各市によってバラバラだった。複数の種類の証明書を発行した自治体もあった。

【教訓情報詳述】

01)り災証明書の発行窓口には、市民が長蛇の列をなした。

【参考文献】

〔参考〕神戸市では、り災証明の発行と義援金の交付を、各区1カ所計9カ所のみで2月6日から開始した。しかし、受付開始時には即日での処理が困難となる程の被災者が殺到し、整理券を発行し、後日予約制にせざるを得なかった[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－』神戸市(1996/1),p.189]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-03. 被害把握・り災証明

[02]り災証明書の発行

【教訓情報】

02.り災証明書の発行窓口には、市民が長蛇の列をなした。発行手続き事務量は膨大だった。発行された証明書は、各市によってバラバラだった。複数の種類の証明書を発行した自治体もあった。

【教訓情報詳述】

02)発行された証明書は、各市によってまちまちだった。複数の種類の証明書を発行した自治体もあったが、その区別が混同される場面もあった。

【参考文献】

〔参考〕西宮市では、「被災者証明書」「被災証明書」「り災証明書」「被災証明願兼証明書」その他の各種被災証明が発行された。[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』西宮市(1996/11),p.190-192]

>

〔参考〕川西市では、家財被害の証明についても申告制で発行を行った。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録－私たちは忘れない－』兵庫県南部地震川西市災害対策本部(1997/3),p.37]

>

〔参考〕(尼崎市)政府系中小企業金融機関が行う災害特別貸付についても市町村長の発行する被害証明書または特別被害証明書が必要とされた。[『阪神・淡路大震災 尼崎市の記録』尼崎市(1998/1),p.191]

>

〔引用〕(震度7エリア自治体アンケート結果)証明書の発行事務が長時間続き、何度も申請するケースが多かった。被災証明、り災証明、被災者証明など、区分が分かりにくく、混同が生じていた。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.116]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-03. 被害把握・り災証明

【02】り災証明書の発行

【教訓情報】

03. り災証明は、各種の公的救済措置のほか、民間の被災者救済基準にもなった。一方で、自治体が全壊と認定した戸数は、建設省建築研究所が行った調査結果と比較して多かったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

01) り災証明は、各種の公的救済措置の基準となっただけでなく、民間の被災者救済基準にもなった。

【参考文献】

【引用】厚生省災害救助専門官の下道耕二は「全・半壊の判定は、国の予算措置や救助計画づくりの目安で、安易に支援の基準と結びつくことは疑問」としながらも、「他の支援の目安は難しい」と漏らす。[神戸新聞朝刊『復興へ 第18部(4)救済の基準 / 抜け落ちた自営層支援』(1998/1/16),p.-]

>

【参考】義援金配分等をはじめ各種の支援策がすべてり災証明を基本とし、特に全壊・半壊と一部損壊との間に支給額の格差が大きかったことから、今後のり災証明のあり方が問題となるであろうとの指摘が[神戸新聞朝刊『復興へ 第18部(4)救済の基準 / 抜け落ちた自営層支援』(1998/1/16),p.-]にある。

>

【引用】この証明書の記載内容如何で、被災者が浴することのできる利益が峻別された。この被災証明の調査と発行業務には主に税務職場と国民健康保険職場の職員(事業所の場合は産業経済課、消失の場合は消防署の職員)があたった。当初せいぜい税の減税や見舞金支給の判断基準に利用される程度、したがって「被災届受理証明書」の発行で当座は足りると考えていた職員にとって、これは予期せぬ使われ方であった。被災証明書がひとり歩きをはじめたのだった。[『“報道されなかった災害対策” 自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.172]

>

【引用】(震度6エリア自治体アンケート結果)り災証明が申請主義で個人ごと発行となっているので、申請が長く続く。新しい施策に対応して、り災証明は長期的に必要となってくる。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.117]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-03. 被害把握・り災証明

【02】り災証明書の発行

【教訓情報】

03. り災証明は、各種の公的救済措置のほか、民間の被災者救済基準にもなった。一方で、自治体が全壊と認定した戸数は、建設省建築研究所が行った調査結果と比較して多かったとの指摘もある。

【教訓情報詳述】

02) 自治体が全壊と認定した戸数は、建設省建築研究所が行った調査結果と比較して多かったとの指摘もある。

【参考文献】

【参考】自治体による全壊認定戸数と学術調査結果との比較については[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.105-106]参照。